

令和3年度射水市福祉有償運送運営協議会議事要旨

- 1 開催日時 令和3年11月8日(月)午後2時~午後3時15分
- 2 開催場所 射水市役所本庁舎4階 401会議室
- 3 出席者
 - (1)委員:平野委員、稻積委員、坂又委員、大野木委員、鴻島委員、小見委員
 - (2)オブザーバー:薮下(代理:山峯)オブザーバー、清澤オブザーバー、釣谷オブザーバー
 - (3)事業者:NPO法人ふらっと宮袋理事長
 - (4)事務局:北福祉保健部次長、渡邊課長、長谷川課長補佐、富田主査

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告事項
 - (1)射水市福祉有償運送の経過及び現状報告
 - (2)令和2年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況
- 4 閉会

資料1

資料2

【議事要旨】

《報告》

- | |
|---------------------------------|
| (1)射水市福祉有償運送の経過及び現状報告について |
| (2)令和2年度NPO法人ふらっと福祉有償運送実施状況について |
- (会長)

次第に基づき、報告事項について事務局から報告願う。

(事務局)

資料1、2に基づき説明。

(会長)

報告につき、何か質問等はあるか。

(委員)

令和2年度においてコロナによる影響についてどのようにであったか。

(事業者)

コロナによる影響はあった。複数乗車ができないことや特別支援学校や地域の学校が休校となったため、学校との送迎は激減した。この事業におけるコロナの感染症対策については、厚生センターの指導等を仰ぎ、冬季でも車両の窓を開ける等の対応を行った。窓を開けることで、知的障がいの方は身を乗り出そうとしたり、自閉症の方はいつもと異なる状況に対して落ち着かなくなったりと安全への配慮など運送時の対応に

苦労した。

また、利用者側のほうからふらっとへの遠慮や感染リスクを避けるという理由で、利用自粛の申出があり、保護者の方が送迎するケースもあった。

(会長)

以上のことから、資料2のサービス実施状況の減少の理由と考えてよいか。

(事業者)

そう考えている。

(会長)

他に何か質問はあるか。なければ、事業者から何か意見はあるか。

(事業者)

射水市の福祉有償運送の対象者は国のガイドラインと大きく開きがある。かねてからお願いをしていることであるが、身体障がいの方も対象範囲に加えてほしい。(事業者から資料の提出あり。)

資料の上部は、射水市在住の視覚障がい者のうち市外の福祉有償運送を利用されている方の一覧である。11名の方が登録されており、利用頻度は週に2~3回から年に数回と利用者によってバラつきがあり、また用途も様々であると聞いている。資料の下部は、射水市の福祉有償運送の利用を希望されている方で身体障害者手帳しか所有していない方の一覧である。このうち、常時の利用を希望する方は2名で、ほかは非常時の利用を想定して希望している。資料上の視覚障がい者11名については、市外事業所を何年も利用していて、馴染みのヘルパーがいる。対象が拡大されて射水市で福祉有償運送を利用できるようになったとしても、今の事業所からふらっとへ変更することはない。資料下の8名の方のほとんどが車椅子使用者である。これまでに、通院等のためどうしても移送が必要な場合については、無償で移送を行った。

(会長)

ふらっとからは前回、前々回も対象者に身体障害者手帳の交付を受けた人へも拡大してほしいという要望が挙がっていた。今配布されたものは潜在的なニーズについて示したものだと思うが、何か意見はあるか。

(委員)

もし、国のガイドラインに沿った形で対象者の範囲を拡大した場合に他の交通機関への影響はどのくらいあるのか。今示された資料では、拡大しても利用者が一気に増えるとは考えにくい。

(オブザーバー)

本日は上野委員が欠席しており、また市内には他のタクシー事業者もあることから、3者で意見を交わしたうえでないとお答えできない。また、資料1によると身体障がいの方への福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付割合は高いようだが、この潜在的なニーズはこれらの利用とは別なのか。

(事業者)

別と考えている。回答についてはなるべく早い段階でいただきたい。

(オブザーバー)

上野委員の意見も尊重しなければならない。

また、コロナ禍の運送についてだが、車窓を開け放しにする必要はない。適切な感染防止対策を講じて安全を担保したうえで事業を実施してほしい。

(委員)

運営協議会の在り方について2点ほど申し上げたい。次第によると今回は報告事項のみで協議事項の記載はない。委員は次第の内容を踏まえて参加している。本日協議するのであれば、あらかじめ協議事項に挙げなければならない。福祉有償運送のローカルルールなどこれまで必要に応じて協議をしてきた。今回の件についてもタクシー事業者も参加したなかで協議し、適切な対応をするのが望ましい。

(会長)

この件については、協議しているように見えるかもしれないが、これは正式な協議ではない。ただ、事業者から継続して要望が出ていたのでこの場でその内容を共有させていただいた。来年度、本格的に協議するとなれば、どのようなことを検討すべきなのかを共有したいという趣旨である。

(委員)

そのような趣旨であればよい。このまま協議を進めてしまうような形になるのはよくない。

(会長)

本日は上野委員も欠席であるし、このまま協議するのはよくないと認識している。また協議するにあたり、ふらっとの要望の趣旨を明確にしなければ協議会としても対応できない。対象範囲を身体障害者手帳1、2級交付者に拡大すると、約1,500人の利用候補者が発生する。ふらっとだけで対応できる人数ではない。今回示された資料も身体障がい者と言いながら視覚障がい者に限定した人数が報告されており、そのような限定の仕方をこの協議会で合意するかという問題もある。そのような点も含めて、ふらっとから問題提起をしてもらったということをご理解いただきたい。他に何かご意見はあるか。

(オブザーバー)

視覚障がいの方の一般的な移動手段は何なのか。タクシーの利用実績はあまりないと認識しているが、ほかの交通機関ではどうか。

(委員)

バスでもあまり見かけない。電車では富山視覚総合支援学校の通学者の利用がある。

(事業者)

視覚障がい者の移動手段の主なものとしては、障害福祉サービスの同行援護を利用するのが主であり、それ以外は家族の支援による。視覚障がい者への移動支援には専門的知識やテクニックが必要となる。今回示した資料の市外事業者というのはこの同行援護も提供している事業者である。

(オブザーバー)

それはふらっとでもできるのか。

(事業者)

研修を受講した職員はいる。ただ視覚障がい者への支援には利用者と支援者の体格差をはじめ相性があるので、資格のあるスタッフがいても慣れ親しんだ事業所から新しい事業所へ簡単に変更できるものではない。この方達がふらっとを利用する可能性はない。

資料下は身体障害者手帳を所有する車椅子使用者でふらっとの利用を希望している一覧である。

(オブザーバー)

なぜ視覚障がい者のデータを示したのか。

(事業者)

身体障害者手帳1、2級へ拡大となると視覚障害者も対象となる。対象が拡大しても、視覚障がいの方の分についてはふらっとでは受入れできないし、他事業所を利用しているのでその方達の分は増えないということである。射水市の福祉有償運送の利用者のほとんどはふらっとを利用するための方である。この視覚障がい者の方が同行援護とあわせて福祉有償運送を利用するのとは用途が異なる。事業者としてはふらっとを利用したいのに福祉有償運送の対象にならなくてサービスを受けることができない方達がいることに忍びない思いで、対象拡大についてお願いをしている。生活介護のために利用する方は送迎加算があるため福祉有償運送の対象にはならないので、福祉有償運送の件数はそんなに増えないと見込んでいる。

(オブザーバー)

基本的にはふらっとと利用者の自宅との間の送迎なのか。

(事業者)

その形での送迎が多い。

(オブザーバー)

そこを明らかにしたい。上野委員に説明しなければならない。

(事業者)

それ以外では、ふらっとを利用した後にふらっとから他の施設へ移送したり、リハビリのために病院や訓練施設へ送迎したりすることはある。たまに、余暇が目的の場合もあるが、ほとんどが障がい者が日常的に利用する場所ややむを得ない用事のためである。対象を拡大してもそれほど利用は増えないし、タクシーのお客を脅かすこともほとんどないと考えている。

(会長)

先程も申し上げたとおり、本日は正式な協議ではないので、本日何かを決定することはない。他に何か質問はあるか。

(オブザーバー)

今回上野委員たちと相談しなければならないことは、この8名に関してのことでの

か。それで次回協議事項として挙げればよいのか。どのような対応すればよいか。

(会長)

対象者を拡大した場合に、はたしてこの8名に限定することができるのか。身体障害者手帳の等級だけ拡大すると、新たに約1,500人が対象となり、事業規模が拡大する可能性は避けられない。市としては、支援を必要としている方が利用できつつも単純な拡大とならないような要件を見出すことができれば一番いいと思う。

(委員)

もともと本市の福祉有償運送は、送迎加算がない時にふらっとを利用しやすくするためにということが発端だったと思う。その後、ふらっと以外での社会生活も行いたいという要望があり、平成24年に発着地をふらっとから市内へと拡大するための協議を行った。このように射水市の福祉有償運送は、障害のある方の社会生活を送りやすいよう広がってきたと言える。現在ふらっとを利用している身体に障害がある福祉有償運送の利用希望者は8名とのことだが、ふらっとの利用者に対して身体障がい者の利用を認めるということは、射水市の福祉有償運送事業として対象者を拡大するということである。協議のうえ対象者拡大が認められれば、周知も必要となる。そうなると、この8名しか利用が増えないと切ることはなかなか難しいと思う。なぜかというと、福祉有償運送の利用料金が5kmで400円とタクシーと比べてかなり安いからである。

また先程、釣谷オブザーバーから、市内の視覚障がい者の人数の資料を示した理由についての質問があった。これは、おそらく視覚障がい者協会から、視覚障がいの方が利用できる事業者を増やしてほしいという要望があったことを事業者であるふらっとが覚えていたからではないか。富山市の一帯の事業所のように同行援護と福祉有償運送を同時に提供できるように、射水市であればふらっとに事業の幅を広げてほしい、または社会福祉協議会などに新たに参入してほしいといった要望があった。

いずれにしても、利用増が8名に限定されるという想定は難しいと思う。対象の拡大を望むのであれば、どのような方を対象に市内の発着を認めたらどういう体制で運営できる事業となるのか、具体的に検討していく必要がある。

(事業者)

福祉有償運送を始めたいという事業者はいくつか聞いているが、そのほとんどが身体障がい者を対象に考えているため、参入できない。高齢の方も、介護保険の認定はなくとも身体障害者手帳を所有していたりする。料金については、用途によって変更するなどの見直しは必要だと思う。ふらっととしても、認められた台数で運営していくので精いっぱいである。利用希望がある方全てを受け入れできるわけではない。タクシーや他の手段についても案内している。どこの事業者が事業を実施しても許容範囲はあるし、それはタクシーも同じだと思う。身体障害者手帳1、2級の人達約1,500人をすべてふらっとで対応するわけではない。どうして認めてももらえないのか疑問である。

(オブザーバー)

先程ふらっとと利用者の自宅との往復に限定されるのかと確認したのは、そこに問題があるからである。ふらっとが福祉有償運送で身体障がい者の方を受け入れること

になると、新たに他の事業者の参入の可能性も出てくる。そうなった場合についてどう考えているのか。

(事業者)

そこまではわからない。

(オブザーバー)

対象者を拡大して実施事業者が増えれば、タクシー事業も圧迫されることになる。となると、8名しか増えないから受け入れを認めるというような安易な回答はできない。勿論市の事業への考え方というのも大切だと思う。

(事業者)

このことについては今回が初めての要望ではない。何度もお願ひしてきたが口頭のみだったので今回はデータを提示しようと思っていたが、作成が間に合わず、本日の協議事項とならなかった。

(委員)

おそらく、発着がふらっとのままであれば、ふらっとの利用者をいかに利用しやすくするかという形で検討がしやすかったのかもしれない。しかし、今は発着が射水市内となっており、市内全体に及ぼす影響を考慮しながら段階を踏んで検討しなければならない。

(事業者)

ふらっとで全て受入れできるわけではないので、十分検討していただいて認めていただければと思う。

(会長)

例えば以前のローカルルールと結び付けて、身体障がい者の場合は発着をふらっとに限定することができるのか、市内発着のまでもやれるのか。また繰り返しになるが、手帳の等級で拡大するとなると約1,500人が対象となる。先着順で利用できるということでは事業の在り方として市としては認めにくいと思う。市の事業として対象となる方が公平に利用でき、かつふらっとが安定的に安全に運営できるような事業の設計ができるよう検討しなくてはならない。参考までにこの8名は療育手帳を持っているわけではないのか。

(事業者)

持っていない。乙武さんのような身体障がい者もいる。自ら療育手帳を申請される方もいるが、療育手帳を申請するのは心情的なハードルが高く、事業者側からはすすめにくい。

(会長)

この件については、来年協議事項に挙げるとして、今のうちに質問しておくべきことはないか。

(オブザーバー)

海王交通は市から委託を受けて移送サービス事業を実施している。このサービスはどのような方が登録し利用しているのか。

(委員)

手帳を所有している方であれば、地域福祉課へ申請し利用が決定されれば、あとはタクシー業者とやりとりして利用してもらう。基本的にケアマネジャー等を通じて申請する方が多い。移送サービスは原則として通院を目的としており、介護や疾病の重度化を防止するために、通院するための手段を確保するための事業である。

(会長)

8名の方が移送サービスを利用することはできないのか。

(委員)

8名の方はおそらく目的が異なるのだと思う。

(事業者)

ふらっとへ来るのは通所になる。

(委員)

ふらっとのサービスを利用するのを目的として運送を希望しているのか。

(事業者)

そうである。

(オブザーバー)

先程も確認したが、発着がどこになるか、その取扱いが問題である。

(委員)

事業当初のように、発着がふらっとのままであれば、身体障がい者まで拡大したとしても、利用見込はそれほど大きくなかったかもしれない。しかし現在の発着は市内となっている。もし対象を拡大とするとなると、協議会でこれだけ安い料金で利用できるよう認めて頂いている福祉有償運送というものを対象者の方に周知しないということは公平性に欠ける。だからといって新たに対象となるすべての方が福祉有償運送の利用を希望されたとしても、事業者で対応することは運営上難しいと思う。対象者の拡大について協議するのであれば、協議する前に要望の内容を整理し、それが及ぼす影響などについてしっかり検討しなければならないと思う。

(委員)

一足飛びにいこうとすると非常に難しい問題がたくさんあるよう思う。ちなみに平成24年に発着地の拡大を図ったとあるが、そもそも射水市の福祉有償運送はどのような形で実施されていたのか。例えば、利用者の範囲は小杉地区だけだったのか、それとも射水市全域だったのか、市外の利用者もいたのか。

(事業者)

発着地の拡大の発端は、特別支援学校など市外の学校に通うことも達が放課後にふらっとを利用するためである。各スクールバスの市内発着地まで迎えに行き、ふらっとを利用後に自宅へ送る。他には、自宅から病院や訓練施設に行くために拡大したと認識している。当時の利用者のニーズに応じて拡大を要望した。

(委員)

事務局で当時の議事録は保管されていないのか。

(委員)

合併後であれば保存されていると思う。

(委員)

なぜ射水市のタクシー事業者として大門タクシーが協議の場にいないのか。同様に釣谷オブザーバーが委員ではなくオブザーバーという立場であることも違和感がある。

(オブザーバー)

確かにではないが、もともと主な事業の実施範囲が小杉だったからではないか。

(委員)

合併前の旧小杉町において協議会が発足されたので、当時は町外事業者だったため、海王交通がオブザーバーになったのではないかと考えられる。

(委員)

実施地域、範囲が拡大されたのであれば、委員に格上げしたらいいのではないか。

(オブザーバー)

どちらにしても市内のタクシー事業者という立場において 3 者での話し合いは必要である。

(委員)

一度身体障害者を対象にしてどれだけ利用があるか確認してみる、それで都合が悪かったら変えていくというのはだめなのか。今利用を希望している方がいるわけだから、何か少しずつ前に進めていっていただきたい。毎年1年に1回しかない会議で何も進まないのであれば、利用者側とすると不安がある。もう少し前向きにどうしたらやっていけるかということを前提にしての会議をしていっていただきたい。

(委員)

料金が変わったり、発着地が広がったり、複数運送が認められたり、セダン車が認められたりと少しずつ進んでおり、何も変わっていないわけではない。ただ県内や全国の福祉有償運送の在り方として福祉有償運送とは特定の事業所の利用をしやすくするためのものではない。富山市では、とやまライトセンターや研修会への参加といった利用者が希望する場所へ行くための送迎として、視覚障がいの方も福祉有償運送を利用されている。福祉有償運送を実施する事業所自体の利用に限定していない。射水市との大きな違いである。そのような点を念頭におき、射水市ではどのように検討していかなければならないかが課題であると思う。そこは来年度の協議という形になるのか。事務局でもどのように整理していくか話し合わせていただきたい。

(会長)

今回協議に向けて検討すべき事案が出たと思う。これらを踏まえて事務局で整理し資料を揃えていただき、来年度はふらっとが安定して安全に運営できる範囲のなかで現在の利用ニーズに応じられる事業の在り方について協議したいと思う。それでよろしいか。

(事業所)

もう少し早く開催することはできないか。難しいか。

(オブザーバー)

先程委員が仰っていたように、福祉有償運送とはある特定のグループ、団体に対して融通させるものではない。市の事業として市全体として捉えなければならないことをもう少し考慮していただきたい。

(事業者)

当然考えている。考えてはいるが、ふらっとが全部の人数を受け入れることはできない。

(オブザーバー)

であるならば、公平に事業を実施するには8人に限定することは難しいという見解になると思う。

(事業者)

難しいので協議会に投げかけている。ふらっとだけはどうすればいいのかわからぬいので投げかけている。

(会長)

それでは来年度の協議事項とさせていただきたいと思う。

(委員)

今回の議事録は作成されるのか。送付されるのか。

(事務局)

作成し、送付する。

(会長)

事務局から連絡事項などはあるか。

(事務局)

この協議会の開催については令和4年度は委員改選の年となっている。構成員については本市の福祉有償運送運営協議会条例に基づき市長が委嘱し委員の互選により会長を選出していただくことになる。また令和4年度は今のふらっとの3年毎の登録の更新年度にあたる。更新時には地域の状況の変化などを踏まえて福祉有償運送サービスの必要性などについて協議させていただくことになる。